

# 最低賃金

加重平均で一四円の改定目安を答申—中央最低賃金審議会

T  
O  
P  
I  
C  
S  
トピックス

1

厚生労働省は八月七日、中央最低賃金審議会（会長＝仁田道夫・国土館大  
学経営学部教授）を開き、田村憲久厚  
生労働大臣に平成二五年度の地域別最  
低賃金額改定の目安を答申した。

改定額は全国加重平均で一四円とな  
り、昨年度の目安より七円高い。一〇  
円以上の目安が示されたのは三年ぶり  
のこと。現在の最低賃金（全国平均）  
は七四九円で、目安どおりに改定され  
れば、七六三円になる見通しだ。最低  
賃金は、最低賃金法に基づき、使用者  
が労働者に支払う最低限の賃金水準。  
毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会が示す



仁田会長に改定を諮問する田村厚労相(右) (7月2日、厚労省HPより)

目安をもとに、各都道府県の地方最賃  
審議会が協議して改定額が決まる。

## 成長戦略に留意した目安審議を 求める

最賃を巡る今年度の動きを振り返る  
と、七月二日に開かれた中央最賃審議  
会に厚労相が三年ぶりに出席。仁田会  
長に手交した諮問文には、今年度の目  
安について、「現下の最低賃金を取り巻  
く状況を踏まえ、経済財政運営と改革  
の基本方針（平成二五年六月一四日閣  
議決定）及び日本再興戦略（同日閣議  
決定）に留意した調査審議を求める」  
ことが明記された。

これを受けて、実質的な審議をする  
目安小委員会は七月二日から四回にわ  
たつて議論を積み重ねた。大詰めを迎  
えた第四回小委員会（八月六日）でも  
労使の意見は隔たりが大きく、審議は  
翌日未明まで続いた。最終的に公益委  
員の見解に委ねるかたちの決着となつ  
た。

## 大幅な引上げは雇用や地域経済 に悪影響を及ぼす（使用者側）

平行線をたどった労使の主張をみる  
と、使用者側は企業を取り巻く環境に  
ついて、「今後景気回復へと向かうこと

が期待される一方、円安による燃料及  
び原材料価格の上昇や欧州債務問題、  
米国の経済状況のリスクなど日本経済  
をめぐる不確実性は引き続き大きい」  
との現状認識を示していた。

その上で、「業況判断D1、日銀短観、  
所定内給与の減少トレンド、景気  
ウォッチャー調査が示す中小企業・小  
規模事業者の経済環境は依然として厳  
しく、実態にそぐわない最低賃金の大  
幅な引上げは、中小企業・小規模事業  
者の存続を脅かし、雇用や地域経済に  
も悪影響を及ぼす」と主張。諮問の際、  
厚労相が言及した「中小対策の拡充」  
についても、「中小企業・小規模事業者  
の経営体質を強化できる支援策の拡充  
がないまま、大幅な引上げは困難で  
あり、最低賃金の引上げが人員削減や  
採用抑制といった動きにつながる可能  
性がある」ことを指摘した。

生活保護との乖離については、「解消  
しても再び乖離が生じる「逃げ水」の  
ような状況にあるとして、北海道など  
の大幅な乖離が生じている地域につい  
ては、解消年数を延長するなどの柔軟  
な対応を取るよう求めた。

## C・Dランクの底上げと逆転現 象の解消を（労働側）

一方、労働側は、「経済財政運営と改

革の基本方針」と「日本再興戦略」に  
留意した調査審議が求められたことと、  
諮問に際しての大臣からの挨拶を踏ま  
えつつ、「公労使三者の真摯な話し合い  
を通じた審議が基本的態度」との認識  
を示したうえで、「物価上昇や、非正規  
労働者及びワーキングプアの増加と  
いった格差・貧困問題が深刻化してい  
る中であって、セーフティネットであ  
る最低賃金制度の役割の重要性が高  
まっており、最低賃金の引上げによつ  
て、賃金全体を底上げし、国民が安心  
して暮らせる社会をつくる必要があ  
る」との見解を示した。

また、今年度の審議にあたっては、  
「地域における労働者の生計費・賃金  
水準を重視すること、物価上昇、特に  
低所得者層における影響に配慮するこ  
と、憲法第二五条、最低賃金法第一条、  
労働基準法第一条の趣旨を十分に考慮  
しつつ、また、C・Dランクの本来あ  
るべき水準を加味した議論を行いた  
い」とした。

生活保護との乖離については、「未だ  
にすべて解消できていないのは遺憾」  
とした上で、「最低賃金法第九条第三項  
の趣旨にかんがみ、乖離額は全額今年  
で解消すべきである」と強く主張。地  
方最低賃金審議会での逆転解消に関す  
る審議について、強いメッセージを出  
すよう求めた。

さらに、「生活保護受給額が今後、引  
下げられるからといって、最低賃金の  
引上げを抑制するものではない」こと  
も訴えた。

表1

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	12円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	10円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	10円

表2

都道府県	平成23年度データ に基づく乖離額 (A)	平成24年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A - B)
北海道	36円	14円	22円
青森	9円	7円	2円
宮城	19円	10円	9円
埼玉	18円	12円	6円
千葉	9円	8円	1円
東京	26円	13円	13円
神奈川	22円	13円	9円
京都	11円	8円	3円
大阪	22円	14円	8円
兵庫	14円	10円	4円
広島	20円	9円	11円

**加重平均で一四円、A～Dランクでも二桁の目安に**

このように労使の主張が大きく隔たり、最終的に公益見解に委ねられた今年度の目安答申をみると、改定額は全国加重平均で一四円となり、昨年度の目安(七円)より七円高い。

安倍政権時の二〇〇七年は一四円が改定額として示された。翌〇八年には生活保護との整合性を考慮することを求めた改正最賃法が施行され一五円、以降、〇九年(リーマン・ショックで目安示さず)、一〇年(一五円)、一一年(一六円)、一二年(七円)となり、第二次安倍政権である今年は一四円の目安で決着した。

現在の最低賃金(全国平均)は七四九円で、目安どおりに改定されれば、七六三円になる見通しだ。

目安はさらに、都道府県の経済状況により設けられたA～Dランクごとの目安も示す(表1)。東京、大阪、愛知などのAランクでは一九円の改定、埼玉、長野、静岡、京都、兵庫、広島などのBランクは一四円、北海道、群馬、新潟、奈良、岡山、香川、福岡などCランクは一〇円、青森、島根、高知、沖縄などDランクは一〇円の目安が示された。

### 逆転現象の解消に弾み

「逆転現象」の解消については、目安どおりの改定になれば、逆転が続く一都道府県のうち、北海道以外の一〇都府県(青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島)で解消する見通しが示された(表2)。

残された北海道については、二年以内に「できるだけ速やかな解消に向けた審議を行う」(目安小委員会報告)こととされ、今年度は一一円から二二円の目安幅が具体的に示された。

目安審議の終了後、記者会見した連合の須田孝総合労働局長は、「不満が残る結果」として、最賃水準の低いCランク、Dランクの底上げが進んでいないこと、さらに、北海道の目安幅が二二円から一一円とされ、三〇円の乖離額があり一四円引き上げた昨年の経緯を踏まえ、今年は一六円を解消する必要があることを課題として指摘した。

その一方、「この五年で生活保護との逆転現象の解消が進んだこと」について

は一定の評価をした。今後に関しては「生活保護との逆転現象の解消の見通しも立ち、ようやく賃上げのスタートラインに立つことができた。来年からは、賃金のあるべき水準を議論していきたい」などと述べた。

なお、七日付けの南雲弘行事務局長の談話では、「目安本体(生活保護水準との乖離解消のための上乗せ部分を除いた額)としては過去最高の一四円が答申されたことは評価できる」とコメントしている。

全労連は五日、小田川義和事務局長の談話で、「三年ぶりに一〇円台の目安をまとめた審議会の尽力には敬意を表したい」とコメントする一方、「選挙前に政権政党が強調した『二%超(一五円以上)実現』を下回ったことや、地域間格差をさらに広げたこと、一〇〇円への接近はもとより、八〇〇円以下を早期になくすとの労使合意には程遠いこと」などを課題としてあげた。

一方、日本商工会議所は目安答申の翌日、「近年の地方最低賃金審議会の審議において、中央で示された目安額をあたかも下限値として、引上げ額に上乗せする傾向があることに對し、各地から改善を求める声があがっている」と指摘。使用者側委員の主張により「目安が地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」という一文が、見解に明記されたことを明らかにした。

今後は、目安を受けた地方最低賃金審議会での審議がスタートし、秋には新しい最低賃金に改定される見通しだ。

(調査・解析部)